## 全日本アンサンブルコンテスト四国支部大会審査内規

- 第1条 この内規は、四国支部アンサンブルコンテスト実施規定第14条に基づき、審査および判定に ついて定めるものである。
- 第2条 審査員は原則として7人とし、各県理事長より推薦された候補者の中から理事会で選任し、理事長が委嘱する。
- 第3条 判定委員会は、理事会がこれにあたる。
  - 2 集計委員会は、各県第二事業部長がこれにあたる。ただし、代理も認める。
- 第4条 各グループによる演奏の「技術」と「表現」の2項目について1~10の10段階で評価し、 原則として上下カットを行う。
- 第5条 審査結果の集計は、理事長より委嘱された集計係と集計委員がこれにあたる。
- 第6条 集計結果の処理は判定委員会が行う。

判定委員会は、集計結果に基づき得点順に並べ、各団体の得点に顕著な差のあるところで区切り、金賞・銀賞・銅賞の3賞のグループ分けの原案を作成する。

ただし、グループ分けが困難な場合、金賞・銀賞・銅賞の比率は3:4:3を目安とする。

- 第7条 理事長は、判定委員会の原案に基づいて、審査員の意見を聞き、賞を決定する。
- 第8条 全日本アンサンブルコンテストへの四国支部代表の選出は、次の通りとする。
  - (1) 第4条の各団体ごとの評価の総点の高位から順に代表を選出する。ただし、同一団体からの代表は、1グループまでとする。
  - (2) (1) で同位の場合には、全審査員に同点団体だけに同位がないように順位をつけてもらい、同点団体だけについて高位多数順として、それでも決まらない場合は審査員長の順位を優先する。なお、審査員長は、審査員の互選とする。
- 第9条 次の項目の違反の場合は、理事長が違反を確認した上で失格とし、審査の対象としない。
  - (1) 演奏時間の違反。
  - (2) 演奏者の資格違反。
  - (3) 出演時間に違反し、運営に支障を生じた場合。
  - (4) 曲目・出演者数などによる違反。
- 第10条 審査票は、出演団体に渡し、審査一覧表は出演団体に公表することができる。
- 第11条 この内規は、理事会の議決により改定することができる。
  - ※ 平成5年4月29日 総会にて一部改定。
  - ※ 平成10年4月29日 コンクールの内容変更に伴い、第4条および第5条を改定。
  - ※ 平成11年4月29日 B部門の条項をすべて削除。
  - ※ 平成12年4月29日 総会にて、第4条および第5条を改定。
  - ※ 平成16年4月29日 総会にて、第2条および第4条を改定。
  - ※ 平成17年4月29日 全日本アンサンブルコンテスト実施規定改定に伴い、第8条を 改定。
  - ※ 平成23年4月29日 総会にて、第4条、第5条、第8条を改定。
  - ※ 平成30年4月29日 総会にて、第1条、第2条を改定。
  - ※ 令和2年10月25日 理事会にて、第2条、第4条を改定。
  - ※ 令和4年4月29日 総会にて、第4条、第5条を改定。